

豪州へ渡航の際の出発前の新型コロナウイルス検査(1月22日(金)以降のフライト対象)

#### 【ポイント】

●1月8日(金)付の当館領事メールでお伝えしておりました豪州へ渡航の際の出発前の新型コロナウイルス検査について、細部が判明しましたのでお知らせします。1月22日(金)から豪州への渡航に際して、出発前72時間以内のPCR検査(陰性証明)が必要となります。日本に一時帰国等されている方で、豪州に戻られる際はご注意ください。

#### 【本文】

1 1月8日(金)付の当館領事メールでお伝えしておりました豪州へ渡航の際の出発前の新型コロナウイルス検査について、1月22日(金)(出発地の現地時間)以降に出発するフライトで豪州へ渡航する方は、チェックイン時に新型コロナウイルス検査の陰性証明を提示する必要があります。

2 当該検査については、フライト(豪州渡航のために1つ以上の乗継便を予約している場合は最初のフライト)出発予定時刻の72時間以内にPCR検査を受ける必要があります。

3 当該検査の陰性証明には、英語で記載された以下の情報を含める必要があります。陰性証明は紙ベースのものが望ましいですが、必要な情報を含む電子データ(Eメールやテキストメッセージに埋め込まれた文書等)での提示も可能です。

(1)旅行者の氏名、生年月日

(2)検査結果(例:「negative」、「not detected」)

(3)検査方法(例:「PCR test」)

(4)検体採取日

(5)検査結果の承認日、承認者の氏名

(6)検査実施機関(laboratory / clinic / facility)の名称、住所

(7)検査実施機関(laboratory)の所属する認定機関(分かる場合)

4 搭乗時に4歳以下の子供は当該検査が不要です。その他脆弱な方は当該検査が免除される場合があります(免除の可否は豪州政府が判断)。

5 豪州をトランジットで通過するだけの方も当該検査が必要です。

6 ニュージーランドからの隔離なし(green zone)フライトで豪州に渡航する方は、当該検査が不要になります。

7 新型コロナウイルスのワクチン接種者も当該検査が必要です。

その他詳細は、以下のリンクをご参照ください。

○豪州保健省ウェブサイト(新型コロナウイルスよくある質問:国際線の乗客)

<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert/coronavirus-covid-19-restrictions/coronavirus-covid-19-advice-for-international-travellers/frequently-asked-questions-international-passengers>

○日本国内で陰性証明を英語で発行している医療機関(「TeCOT」)

<https://www.tecot.go.jp/>

○TeCOT 医療機関リスト(2021年1月1日時点)

<https://www.meti.go.jp/policy/investment/tecot/pdf/tourokubo.pdf>

**【在シドニー日本国総領事館】**

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web: [https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Email: [japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。